



人権問題最前線 ～だから弁護士はおもしろい～

第1回 23区の個人情報の外部提供はどうなっているか？ 事前一括承認基準と捜査関係事項照会について

人権擁護委員会 情報問題部会 部会長 清水 勉 (40期)

情報公開請求とアンケート調査

当部会は、都内自治体における情報公開、個人情報保護など情報の扱い方を主な調査検討対象とする活動をしている。昨年は、23区が保有個人情報を外部提供する際の事前一括承認基準と捜査関係事項照会（刑法197条2項）への対応について、情報公開請求とアンケート調査（回答22区）を行った。情報公開請求では世田谷区と目黒区から詳細な資料提供を、アンケート調査では豊島区から詳細な回答（各課の対応状況）を受け、自治体の実態の状況がわかり、大変参考になった。

事前一括承認基準

国、東京都に比べて遥かに多種多様、大量の区民の個人情報を保有している23区は、個人情報を利用したい第三者（例えば、警察署、弁護士会など）から日常的に提供を求められている。本人同意の原則によるとすれば、本人に連絡がつかなければいつまで経っても第三者提供の可否を決められない。法令に具体的な根拠条文がある場合はいい。条文がなく、緊急性が高くはないが本人同意を得ようとすると極めて煩雑になる場合について、適切かつ迅速に対応する必要がある。各区の個人情報保護条例では、職員以外の者によって構成される個人情報保護審議会の意見を聴いて区長が事前一括承認基準を設け、これによって各課が個別に判断して対応する運用をしている。

審議会への諮問は正当性を担保するか

しかし、審議会は諮問機関であって決定権はないし、個人情報保護に精通した専門家の集団でもない。そのため、実際には職員が審議会の結論を誘導してしまっているとすれば、審議会は行政実務に追従した露払い的存在になってしまいかねない存在である。事前一括承認基準の合理性は審議会の審理によって担保

されているとは言い切れない。したがって、区は事前一括承認基準を公表し、住民や専門家などがチェックし修正意見を提案できるようにしておく必要がある。この点について、基準を区のホームページで閲覧できる（5区）、区役所の資料コーナーで閲覧できる（9区）、情報公開請求による（10区）、情報提供（1区）となっている（複数対応あり）。公表度は高いとは言えない。

運用の全体状況の把握

アンケート調査では、22区が区民の個人情報を外部提供した場合は記録していると回答したものの、各課の運用状況は不明と回答した区が多かった。これは回答者が総務課など区の行政全体を統括する部署ではなかったためだが、これは個人情報保護条例や事前一括承認基準などの運用実態を区として責任をもって把握している部署がないということである。総務課であれ他課であれ区全体の運用状況を把握できるような制度運用になっているべきである。

捜査関係事項照会書への対応

警察からの捜査関係事項照会については、過去3年間の拒否事例の有無を問うたところ、4区が「ない」、5区が「ある」、他の区は「各課で対応しているので不明」「拒否事例を記録していないので不明」「取り下げてもらえることがある」などの回答だった。拒否理由は、①照会対象情報が機微にわたる、②照会内容が漠然としている、③事件との関連性が薄いなどが多かった。ほとんどの区（21区）が必要性的について警察に問い合わせることがあると回答していた。

警察が求めるままに提供しているわけではないようだが、区としての対応状況全体をチェックしている部署がない。これでは対応が課ごとにばらばらになっている可能性があり、個人情報保護の観点からも警察活動の円滑の観点からも問題がある。